議案第３２号

専決処分の承認を求めることについて

（向日市税条例及び向日市都市計画税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分（向日市税条例及び向日市都市計画税条例の一部を改正する条例）したので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成３０年５月２８日提出

向日市長　安　田　　守

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

向日市税条例及び向日市都市計画税条例の一部を改正する条例

平成３０年３月３１日

向日市長　安　田　　守

条例第１３号

向日市税条例及び向日市都市計画税条例の一部を改正する条例

（向日市税条例の一部改正）

第１条　向日市税条例（昭和２９年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２０条中「第４８条第３項」を「第４８条第５項」に、「第５２条」を「第５２条第１項及び第４項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第３１条第２項中「当該」を「同表の」に改める。

第３６条の２第２項中「によって」を「により」に、「第２条第２項ただし書」を「第２条第４項ただし書」に改め、同条第４項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第５項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第１項」を「、同項」に改め、同条第６項から第８項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第４７条の３中「（以下この節」を「（次条第１項」に改める。

第４７条の５第１項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第２項」に改め、同条第３項中「第４７条の５第１項」と」の次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第４８条第７項中「第５２条第２項」を「第５２条第４項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第６項を同条第８項とし、同条第５項中「第３項の場合」を「第５項の場合」に改め、同項を同条第７項とし、同条第４項を同条第６項とし、同条第３項中「第５項第１号」を「第７項第１号」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第３２１条の８第２４項」を「第３２１条の８第２６項」に、「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

２　法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第６６条の７第４項及び第１０項又は第６８条の９１第４項及び第１０項の規定の適用を受ける場合には、法第３２１条の８第２４項及び令第４８条の１２の２に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

３　内国法人が、租税特別措置法第６６条の９の３第４項及び第１０項又は第６８条の９３の３第４項及び第１０項の規定の適用を受ける場合には、法第３２１条の８第２５項及び令第４８条の１２の３に規定するところにより、控除すべき額を第１項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第５２条第１項及び第２項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第４項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

２　第４８条第７項の規定は、前項の延滞金額について準用する。

この場合において、同条第７項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第３２１条の１１第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第４８条の１６の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第１項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から第５２条第１項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

３　第５０条第４項の規定は、第１項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第４８条の１５の５第４項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第１項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第１項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第５２条に次の２項を加える。

５　第４８条第７項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第７項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた

法人が法第３２１条の１１第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第４８条の１６の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第４項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から第５２条第４項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

６　第５０条第４項の規定は、第４項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第４８条の１５の５第４項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第４項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第４項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第５４条第７項中「第１０条の２の１０」を「第１０条の２の１２」に改める。

附則第３条の２第１項中「第４８条第３項」を「第４８条第５項」に改め、同条第２項中「第５２条」を「第５２条第１項及び第４項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第４条第１項中「第５２条に」を「第５２条第１項及び第４項に」に、「同項」を「前条第２項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第１０条の２の見出し中「附則第１５条第２項第１号」を「附則第１５条第２項第２号」に改め、同条第１項を削り、同条第２項を同条第１項とし、同条第３項を削り、同条第４項中「附則第１５条第２項第７号」を「附則第１５条第２項第６号」に改め、同項を同条第２項とし、同条中第５項から第７項までを削り、第８項を第３項とし、第９項を第４項とし、同条第１０項中「附則第１５条の８第４項」を「附則第１５条の８第２項」に改め、同項を同条第５項とする。

附則第１０条の３第３項を削り、同条第４項中「附則第１５条の８第３項」を「附則第１５条の８第１項」に改め、同項第２号中「附則第１２条第１７項」を「附則第１２条第８項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第５項中「附則第１５条の８第４項」を「附則第１５条の８第２項」に、「附則第１２条第２１項第１号ロ」を「附則第１２条第１２項第１号ロ」に改め、同項を同条第４項とし、同条第６項中「附則第１５条の８第５項」を「附則第１５条の８第３項」に改め、同項第２号中「附則第１２条第２４項」を「附則第１２条第１５項」に、「同条第１７項」を「同条第８項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第７項中「附則第１２条第２６項」を「附則第１２条第１７項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第８項中「附則第７条第９項各号」を「附則第７条第８項各号」に改め、同項第４号中「附則第１２条第３０項」を「附則第１２条第２１項」に改め、同項第６号中

「附則第１２条第３１項」を「附則第１２条第２２項」に改め、同項を同条第７項とし、同条第９項中「附則第７条第１０項各号」を「附則第７条第９項各号」に改め、同項第５号中「附則第１２条第３８項」を「附則第１２条第２９項」に改め、同項を同条第８項とし、同条第１０項中「附則第７条第１１項各号」を「附則第７条第１０項各号」に改め、同項を同条第９項とし、同条第１１項中「附則第７条第１２項各号」を「附則第７条第１１項各号」に改め、同項第５号中「附則第１２条第３８項」を「附則第１２条第２９項」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第１２項中「附則第７条第１４項」を「附則第７条第１３項」に、「附則第１２条第２６項」を「附則第１２条第１７項」に改め、同項第５号中「附則第７条第１４項」を「附則第７条第１３項」に改め、同項を同条第１１項とする。

附則第１１条の見出し中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第６号中「にあっては」を「には」に改める。

附則第１１条の２の見出し中「平成２８年度又は平成２９年度」を「平成３１年度又は平成３２年度」に改め、同条第１項中「平成２８年度分又は平成２９年度分」を「平成３１年度分又は平成３２年度分」に改め、同条第２項中「平成２８年度適用土地」を「平成３１年度適用土地」に、「平成２８年度類似適用土地」を「平成３１年度類似適用土地」に、「平成２９年度分」を「平成３２年度分」に改める。

附則第１２条の見出し及び同条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改

め、同条第２項及び第３項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第４項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第５項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第１２条の２中「地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）附則第１８条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条」に、「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第１３条（見出しを含む。）中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第１３条の２の見出し中「昭和４７年度」を「平成６年度」に改める。

附則第１３条の３第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第２項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第１５条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第２項中「平成３０年３月３１日」を「平成３３年３月３１日」に改める。

（向日市都市計画税条例の一部改正）

第２条　向日市都市計画税条例（昭和４２年条例第１５号）の一部

を次のように改正する。

附則第４項（見出しを含む。）中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第５項及び第６項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第７項及び第８項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第９項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）附則第１８条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条」に、「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第１０項（見出しを含む。）及び第１２項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第１３項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第１６項中「第１７項」の次に「、第１８項、第２０項」を加える。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の向日市税条例（次条第１項において「新条例」という。）第５２条第２項、第３項、第５項及び第６項の規定は、平成２９年１月１日以後に同条第１項又は第４項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成３０年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２９年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下この条において「旧法」という。）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に新築された旧法附則第１５条の８第２項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第４条　第２条の規定による改正後の向日市都市計画税条例の規定は、平成３０年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２９年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

〈参　考〉

向日市税条例の一部改正（第１条関係）

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行
（年当たりの割合の基礎となる日数） 第２０条　前条、第４３条第２項、第４８条第５項、第５０条第２項、第５２条第１項及び第４項、第５３条の１２第２項、第７２条第２項、第９８条第５項、第１０１条第２項、第１３９条第２項並びに第１４０条第２項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。	（年当たりの割合の基礎となる日数） 第２０条　前条、第４３条第２項、第４８条第３項、第５０条第２項、第５２条　　、第５３条の１２第２項、第７２条第２項、第９８条第５項、第１０１条第２項、第１３９条第２項及び　第１４０条第２項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。
（均等割の税率） 第３１条　　略 ２　第２３条第１項第３号又は第４号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。	（均等割の税率） 第３１条　　略 ２　第２３条第１項第３号又は第４号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該　右欄に定める額とする。
略	略
３及び４　　略	３及び４　　略
（市民税の申告） 第３６条の２　　略 ２　前項の規定により　申告書を市長に提出すべきもののうち前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第２条第４項ただし書の規定により市長の定める様式による。 ３　　略 ４　給与所得等以外の所得を有しなかった者（第１項又は前項の規定により　第１項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には　　、３月１５日までに、施行規則第５号の	（市民税の申告） 第３６条の２　　略 ２　前項の規定によって申告書を市長に提出すべきもののうち前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第２条第２項ただし書の規定により市長の定める様式による。 ３　　略 ４　給与所得等以外の所得を有しなかった者（第１項又は前項の規定によって第１項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、３月１５日までに、施行規則第５号の

５様式、第５号の５の２様式又は第５号の６様式による申告書を市長に提出しなければならない。

５　第１項ただし書に規定する者（第３項の規定により第１項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、３月１５日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。

６　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第２３条第１項第１号に掲げる者のうち、所得税法第２２６条第１項若しくは第３項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第４項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

７　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第２３条第１項第２号に掲げる者に、５月１５日までに賦課期日現在において市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

８　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第２３条第１項第３号又は第４号に掲げる者に該当することになつた者に当該該当することとなった日から１０日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第４７条の３　前条第１項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第３２１条の７の４第２項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第１項において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第４７条の５　当該年度の初日の属する年の前年の１０月１日からその翌年の３月３１日までの間における特別徴

５様式、第５号の５の２様式又は第５号の６様式による申告書を市長に提出しなければならない。

５　第１項ただし書に規定する者（第３項の規定によって第１項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、３月１５日までに第１項の申告書を市長に提出することができる。

６　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第２３条第１項第１号の者のうち、所得税法第２２６条第１項若しくは第３項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第４項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

７　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第２３条第１項第２号の者に、５月１５日までに賦課期日現在において市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

８　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては新たに第２３条第１項第３号又は第４号の者に該当することになつた者に当該該当することとなった日から１０日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第４７条の３　前条第１項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第３２１条の７の４第２項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第４７条の５　当該年度の初日の属する年の前年の１０月１日からその翌年の３月３１日までの間における特別徴

収対象年金給付の支払の際、前条第２項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の９月３０日までの間において支払われる場合には　　、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第４４条第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には　　、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の２分の１に相当する額をいう。次条第２項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の９月３０日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

２　　略

３　第４７条の３及び前条の規定は、第１項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第４７条の３中「前条第１項」とあるのは「第４７条の５第１項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と、前条第１項及び第２項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日」とあるのは「からその日の属する年の９月３０日」と読み替えるものとする。

（法人の市民税の申告納付）

第４８条　　略

２　法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第６６条の７第４項及び第１０項又は第６８条の９１第４項及び第１０項の規定の適用を受ける場合には、法第３２１条の８第２４項及び令第４８条の１２の２に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から

収対象年金給付の支払の際、前条第２項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の９月３０日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第４４条第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の２分の１に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の９月３０日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

２　　略

３　第４７条の３及び前条の規定は、第１項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第４７条の３中「前条第１項」とあるのは「第４７条の５第１項」と　　、前条第１項及び第２項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日」とあるのは「からその日の属する年の９月３０日」と読み替えるものとする。

（法人の市民税の申告納付）

第４８条　　略

控除する。	
３　内国法人が、租税特別措置法第６６条の９の３第４項及び第１０項又は第６８条の９３の３第４項及び第１０項の規定の適用を受ける場合には、法第３２１条の８第２５項及び令第４８条の１２の３に規定するところにより、控除すべき額を第１項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	
４　内国法人　　又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第３２１条の８第２６項及び令第４８条の１３に規定するところにより控除すべき額を第１項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	２　法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第３２１条の８第２４項及び令第４８条の１３に規定するところにより控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
５　法第３２１条の８第２２項に規定する申告書（同条第２１項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第１項、第２項、第４項又は第１９項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第７項第１号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年１４．６パーセント（申告書を提出した日（同条第２３項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは当該期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第２２号の４様式による納付書により納付しなければならない。	３　法第３２１条の８第２２項に規定する申告書（同条第２１項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第１項、第２項、第４項又は第１９項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第５項第１号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年１４．６パーセント（申告書を提出した日（同条第２３項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは当該期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第２２号の４様式による納付書により納付しなければならない。
６　　略	４　　略
７　第５項の場合において、法第３２１条の８第２２項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第１項、第２項、第４項又は第１９項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲	５　第３項の場合において、法第３２１条の８第２２項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第１項、第２項、第４項又は第１９項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲

げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第３２１条の１１第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第４８条の１６の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2)　　略

８　　略

９　法人税法第８１条の２２第１項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第８１条の２４第１項の規定の適用を受けているものが、同条第４項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第１２号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。第５０条第３項及び第５２条第４項において同じ。）がある連結子法人（同法第２条第１２号の７に規定する連結子法人をいう。第５０条第３項及び第５２条第４項において同じ。）（連結申告法人（同法第２条第１６号に規定する連結申告法人をいう。第５２条第４項において同じ。）に限る。）については、同法第８１条の２４第４項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第３２１条の８第４項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第５２条第４項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第５２条第４項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第８１条の２４第１項の規定の適用がないものとみなして、第１８条の２の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第５２条　法人税法第７４条第１項又は第１４４条の６第１項の規定により　法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第７５条の２第１項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日から同項の規定により延長された当

げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第３２１条の１１第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第４８条の１６の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2)　　略

６　　略

７　法人税法第８１条の２２第１項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第８１条の２４第１項の規定の適用を受けているものが、同条第４項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第１２号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。第５０条第３項及び第５２条第２項において同じ。）がある連結子法人（同法第２条第１２号の７に規定する連結子法人をいう。第５０条第３項及び第５２条第２項において同じ。）（連結申告法人（同法第２条第１６号に規定する連結申告法人をいう。第５２条第２項において同じ。）に限る。）については、同法第８１条の２４第４項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第３２１条の８第４項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第５２条第２項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第５２条第２項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第８１条の２４第１項の規定の適用がないものとみなして、第１８条の２の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第５２条　法人税法第７４条第１項又は第１４４条の６第１項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第７５条の２第１項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日から同項の規定により延長された当

該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年７．３パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

２　第４８条第７項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第７項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第３２１条の１１第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第４８条の１６の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第１項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から第５２条第１項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

３　第５０条第４項の規定は、第１項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第４８条の１５の５第４項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第１項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第１項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

４　法人税法第８１条の２２第１項の規定により　法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第８１条の２４第１項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第２条第１８号の４に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日から同項の規定により延長された当該

該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年７．３パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

２　法人税法第８１条の２２第１項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第８１条の２４第１項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第２条第１８号の４に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日から同項の規定により延長された当該

申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年７．３パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

５　第４８条第７項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第７項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第３２１条の１１第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第４８条の１６の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第４項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から第５２条第４項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

６　第５０条第４項の規定は、第４項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第４８条の１５の５第４項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第４項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第４項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（固定資産税の納税義務者等）

第５４条　　略

２～６　　略

７　家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第１０条の２の１２で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第１項の所有者とみなし、当該特定附帯設備

申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年７．３パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

（固定資産税の納税義務者等）

第５４条　　略

２～６　　略

７　家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第１０条の２の１０で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第１項の所有者とみなし、当該特定附帯設備

のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附　則

（延滞金の割合等の特例）

第３条の２　当分の間、第１９条、第４３条第２項、第４８条第５項、第５０条第２項、第５３条の１２第２項、第７２条第２項、第９８条第５項、第１０１条第２項、第１３９条第２項（第１４０条の７において準用する場合を含む。）及び第１４０条第２項（第１４０条の７において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

２　当分の間、第５２条第１項及び第４項に規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第４条　当分の間、日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年５．５パーセントを超えて定められる日からその後年５．５パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第２項の規定により第５２条第１項及び第４項に規定する延滞金の割合を前条第２項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第７５条の２第１項（同法第１４４条の８において準用する場合を含む。）の規定により延長された

のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附　則

（延滞金の割合等の特例）

第３条の２　当分の間、第１９条、第４３条第２項、第４８条第３項、第５０条第２項、第５３条の１２第２項、第７２条第２項、第９８条第５項、第１０１条第２項、第１３９条第２項（第１４０条の７において準用する場合を含む。）及び第１４０条第２項（第１４０条の７において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

２　当分の間、第５２条に規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第４条　当分の間、日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年５．５パーセントを超えて定められる日からその後年５．５パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第２項の規定により第５２条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第７５条の２第１項（同法第１４４条の８において準用する場合を含む。）の規定により延長された

法第３２１条の８第１項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第８１条の２４第１項の規定により延長された法第３２１条の８第４項に規定する申告書の提出期限が当該年５．５パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第５２条の規定による延滞金については、当該年５．５パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第５２条第１項及び第４項に規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、これらの規定及び前条第２項の規定にかかわらず、当該年７．３パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年５．５パーセントの割合を超える部分の割合を年０．２５パーセントの割合で除して得た数を年０．７３パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年１２．７７５パーセントの割合を超える場合には、年１２．７７５パーセントの割合）とする。

２　　略

（法附則第１５条第２項第２号等の条例で定める割合）

第１０条の２　　略

２　法附則第１５条第２項第６号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

３　法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

法第３２１条の８第１項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第８１条の２４第１項の規定により延長された法第３２１条の８第４項に規定する申告書の提出期限が当該年５．５パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第５２条の規定による延滞金については、当該年５．５パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第５２条に　　規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、同条　　及び前条第２項の規定にかかわらず、当該年７．３パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年５．５パーセントの割合を超える部分の割合を年０．２５パーセントの割合で除して得た数を年０．７３パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年１２．７７５パーセントの割合を超える場合には、年１２．７７５パーセントの割合）とする。

２　　略

（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）

第１０条の２　法附則第１５条第２項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。

２　法附則第１５条第２項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

３　法附則第１５条第２項第３号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

４　法附則第１５条第２項第７号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

５　法附則第１５条第３２項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

６　法附則第１５条第３２項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

７　法附則第１５条第３２項第２号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

８　法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

４　法附則第１５条第４５項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

５　法附則第１５条の８第２項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第１０条の３　　略

２　　略

３　法附則第１５条の８第１項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)　　略

(2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第１２条第８項　に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3)　　略

４　法附則第１５条の８第２項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）第７条第１項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第１２条第１２項第１号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3)　　略

５　法附則第１５条の８第３項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

９　法附則第１５条第４５項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

10　法附則第１５条の８第４項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第１０条の３　　略

２　　略

３　法附則第１５条の８第１項又は第２項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第１２条第９項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第７条第４項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)　所有者の住所及び氏名

(2)　土地の所在、地目及び地積

(3)　令附則第１２条第９項各号に掲げる土地の区分

４　法附則第１５条の８第３項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)　　略

(2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第１２条第１７項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3)　　略

５　法附則第１５条の８第４項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）第７条第１項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第１２条第２１項第１号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3)　　略

６　法附則第１５条の８第５項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)　　略

(2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第１２条第１５項において準用する同条第８項　に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3)　　略

6　法附則第１５条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１７項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　　略

7　法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3)　　略

(4)　令附則第１２条第２１項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5)　　略

(6)　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第１２条第２２項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7)　　略

8　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号　に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　　略

(5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第２９項に規定する補助金等

(6)　　略

(1)　　略

(2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第１２条第２４項において準用する同条第１７項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3)　　略

7　法附則第１５条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第２６項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　　略

8　法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3)　　略

(4)　令附則第１２条第３０項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5)　　略

(6)　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第１２条第３１項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7)　　略

9　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１０項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　　略

(5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３８項に規定する補助金等

(6)　　略

9　法附則第１５条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１０項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　　略

10　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　　略

(5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第２９項に規定する補助金等

(6)　　略

11　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１３項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１７項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　　略

(5)　施行規則附則第７条第１３項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6)　　略

（土地に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第１１条　次条から附則第１４条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(5)　　略

10　法附則第１５条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6)　　略

11　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１２項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　　略

(5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３８項に規定する補助金等

(6)　　略

12　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１４項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第２６項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　　略

(5)　施行規則附則第７条第１４項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6)　　略

（土地に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第１１条　次条から附則第１４条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(5)　　略

(6)　前年度分の固定資産税の課税標準額　法附則第１８条第６項（附則第１３条の場合には　　法附則第１９条第２項において準用する法附則第１８条第６項、附則第１３条の３の場合には　　法附則第１９条の４第３項において準用する法附則第１８条第６項）

(7)及び(8)　　略

（平成３１年度又は平成３２年度における土地の価格の特例）

第１１条の２　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第６１条の規定にかかわらず、平成３１年度分又は平成３２年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

２　法附則第１７条の２第２項に規定する平成３１年度適用土地又は平成３１年度類似適用土地であって、平成３２年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第６１条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第１７条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第１２条　宅地等に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１

(6)　前年度分の固定資産税の課税標準額　法附則第１８条第６項（附則第１３条の場合にあっては法附則第１９条第２項において準用する法附則第１８条第６項、附則第１３条の３の場合にあっては法附則第１９条の４第３項において準用する法附則第１８条第６項）

(7)及び(8)　　略

（平成２８年度又は平成２９年度における土地の価格の特例）

第１１条の２　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第６１条の規定にかかわらず、平成２８年度分又は平成２９年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

２　法附則第１７条の２第２項に規定する平成２８年度適用土地又は平成２８年度類似適用土地であって、平成２９年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第６１条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第１７条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第１２条　宅地等に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１

５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税

５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税

の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

第１２条の２　地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条の規定に基づき、平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第１８条の３（法附則第２１条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第１３条　農地に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（市街化区域農地に対して課する平成６年度　以降の各年度分の固定資産税の特例）

第１３条の２　　略

の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

第１２条の２　地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）附則第１８条の規定に基づき、平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第１８条の３（法附則第２１条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第１３条　農地に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（市街化区域農地に対して課する昭和４７年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第１３条の２　　略

第１３条の３　市街化区域農地に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に１０分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には　　、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第１５条　附則第１２条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第１１条第２号に掲げる宅地等をいうものとし、法第３４９条の３、第３４９条の３の２又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の特別土地保有税については、第１３７条第１号及び第１４０条の５中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第１２条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」と

第１３条の３　市街化区域農地に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に１０分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第１５条　附則第１２条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第１１条第２号に掲げる宅地等をいうものとし、法第３４９条の３、第３４９条の３の２又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の特別土地保有税については、第１３７条第１号及び第１４０条の５中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第１２条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」と

する。

２　法附則第１１条の５第１項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成１８年１月１日から平成３３年３月３１日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第１３７条第２号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とし、「令第５４条の３８第１項に規定する価格」とあるのは「令第５４条の３８第１項に規定する価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とする。

３～５　　略

する。

２　法附則第１１条の５第１項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成１８年１月１日から平成３０年３月３１日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第１３７条第２号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とし、「令第５４条の３８第１項に規定する価格」とあるのは「令第５４条の３８第１項に規定する価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とする。

３～５　　略

向日市都市計画税条例の一部改正（第２条関係）

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行
附　則	附　則
１～３　　略	１～３　　略
（宅地等に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（宅地等に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の特例）
４　宅地等に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	４　宅地等に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
５　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とす	５　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とす

る。

6　附則第４項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第４項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第４項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

8　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第４項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

9　地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条の規定に基づき、平成３０年度から

る。

6　附則第４項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第４項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第４項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

8　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第４項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

9　地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）附則第１８条の規定に基づき、平成２７年度から

平成３２年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第２５条の３（法附則第２７条の４の２第２項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の特例）

10　農地に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

11　略

12　市街化区域農地に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第１３条の２の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

平成２９年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第２５条の３（法附則第２７条の４の２第２項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の特例）

10　農地に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

11　略

12　市街化区域農地に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第１３条の２の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

13　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に１０分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には　　、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

14及び15　　略

16　法附則第１５条第１項、第１３項、第１７項、第１８項、第２０項から第２４項まで、第２６項、第２７項、第３１項、第３５項、第３９項、第４２項、第４４項若しくは第４５項、第１５条の２第２項又は第１５条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３４項」とあるのは「若しくは第３４項又は法附則第１５条から第１５条の３まで」とする。

13　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に１０分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

14及び15　　略

16　法附則第１５条第１項、第１３項、第１７項　　から第２４項まで、第２６項、第２７項、第３１項、第３５項、第３９項、第４２項、第４４項若しくは第４５項、第１５条の２第２項又は第１５条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３４項」とあるのは「若しくは第３４項又は法附則第１５条から第１５条の３まで」とする。